

平成 30(2018)年 7 月 2 日

各位

明石市財務室契約担当

品質評価型入札制度における品質評価点対象項目の追加について

明石市内業者の社会貢献に対する取り組みを推進するため、工事品質評価型入札制度の品質評価項目に新たに 4 項目を追加しますのでお知らせいたします。

記

1. 工事品質評価型入札制度の新規追加項目

別紙のとおり

2. 実施日

平成 31 年度の品質評価点（平成 31 年 7 月 1 日更新予定）付加から実施

工事品質評価型入札制度の新規追加項目

(1) 神戸保護観察所への協力雇用主としての登録

神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・前年度3月31日時点において、神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している者に5点の加点を行う。

(2) 刑務所出所者等の雇用

刑務所出所者等を雇用した者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・神戸保護観察所に協力雇用主として登録がある者（事後に登録を行う者も含む）が前年度4月1日～3月31日の間に、刑務所出所者等を同一人で3ヶ月以上雇用した場合に10点の加点を行う。

(3) 建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加

建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加の実績がある者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・前年度4月1日～3月31日の間に、建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加の実績がある者に5点の加点を行う。

(4) 安全衛生優良企業の認定

安全衛生優良企業の認定を取得している者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・前年度3月31日時点において、安全衛生優良企業の認定を取得している者に5点の加点を行う。

※詳しくは下記をご参照ください。

「入札コーナー」>「入札制度案内」の「工事品質評価型入札制度」